

【提言】

民間の活力で、関西における災害への
レジリエンス・トランスフォーメーション(RX)
を実行せよ

2022 年（令和 4 年）4 月

一般社団法人 関西経済同友会
関西都市強靱化委員会

目次

1. はじめに

2. 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

- (1) 大阪府の被害想定
- (2) 全国の被害想定
- (3) 東北地方太平洋沖地震の被害（東日本大震災）との比較

3. 行政／企業の現状の取り組みと課題

- (1) 行政・自治体の取り組み
- (2) 行政・自治体の取り組みの評価・課題
- (3) 企業の取り組み
- (4) 企業の取り組みの評価・課題

4. 提言 ～民間の活力で、関西における災害への

レジリエンス・トランスフォーメーション（RX）を実行せよ～

提言 1. 地域住民や関西企業の意識・行動変容（トランスフォーメーション）の促進

提言 2. インフラ・ライフラインの強靱化：協議会の設置

提言 3. 関西企業の BCP 策定・更新の促進と、防災投資に対するインセンティブの付与

提言 4. 関西の地域社会・経済の防災力を向上させる

「新しい共助」へのトランスフォーメーション

提言 5. 新しい防災関連技術の開発・普及

提言 6. 防災法制度の課題への対応

5. おわりに

参考. アンケート調査について

参考. 大地震両川口津浪記（だいじしんりょうかわぐちつなみき）碑

令和 3 年度 関西都市強靱化委員会 活動実績

令和 3 年度 関西都市強靱化委員会 名簿

1. はじめに

阪神・淡路大震災から四半世紀、東日本大震災から 10 年を経て、同様の規模の被害をもたらす大規模自然災害が再び日本で起きうるリスクに、我々は常に向き合わなければならない。

関西においては、2025 年大阪・関西万博の開催や統合型リゾート IR 開業など、都市を大きく飛躍させるビッグチャンスに近い未来に有し、そのための都市機能の整備が計画・推進されている一方で、一夜にして関西の社会・経済を機能不全に陥らせる大規模自然災害と背中合わせにある。

近年でも、関西では平成 30 年に大阪府北部地震、台風 21 号などの自然災害が発生し、防災・減災の課題を浮彫りにした。また、**マグニチュード 8~9 クラスの南海トラフ地震は今後 30 年以内に 70~80%、40 年以内には 90%の確率で発生すると予測されており**、行政、経済界、アカデミア、住民が協力して、万一の事態に備えることが重要である。

当委員会では、とりわけ大阪・関西が直面する災害リスク、**特に南海トラフ地震に焦点を当て**、個々人の生命はもちろん、関西の経済を守るといった観点から、発生時から復旧までの各フェーズで、住民・企業の防災意識や準備は充分であるのか、国・各自治体・企業等の連携が有効に機能しているのか、現行のインフラへの防災対策や老朽化対策に不足や懸念がないか等の検証を行った。

大災害への事前の備えとして、我々が最低限実施しなければならないことは、**社員家族の命を守ること、そして被害を最小限に抑え事業継続ができるよう、自助意識のもとで防災・減災対策を推進していくことである**。加えて、企業にも持続可能な社会への貢献が求められる中、**地域社会の防災活動、津波避難や帰宅困難者対策への協力の他、新しい防災技術の開発、普及等、企業の「新しい共助」活動**が注目されている。

また、被災後では大災害後に迅速に事態に対処しつつ、その後の新しい社会に迅速に適応できるレジリエンスと関西の復興の確実な成功を確保していくために、**人口減少や高齢化等の社会変化に応じ、適宜、柔軟に見直されるアジャイルな復興事業**が必要である。

奇しくも当委員会開催期間中の令和 4 年 1 月 22 日深夜に最大震度 5 強を観測する日向灘の地震が南海トラフ地震想定震源域内で発生した。一回り大きな地震であれば、南海トラフ地震の危険性が高まっている可能性と南海トラフ地震臨時情報の発表が検討される状況でもあった。もし、**南海トラフ地震臨時情報が発令された場合、現下の対策状況では、関西のみならず全国で大きな混乱が発生していたのは想像に容易い**。

本提言では、関西の経済を支える企業人の立場から、国・自治体と民間企業の対策を検証し、これまでの対策の延長ではなく、「**健全な危機意識**」を持ち「**防災のあり姿**」を提示して、行政、企業に対して、効果的な防災・減災対策を提言する。大災害が発生した時に後悔しない備えの推進を、関西においては民間がリードし、行政や住民、アカデミア、もちろん企業同士でも連携し、「**関西における災害へのレジリエンス・トランスフォーメーション (RX)**」として、力強く進めていきたい。

2. 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

発生が危惧されている南海トラフ巨大地震について、本章では、現在発表されている被害想定概要を示す。なお、「(1) 大阪府の被害想定」は大阪府による被害想定値、「(2) 全国の被害想定」は国の中央防災会議による被害想定値で記載をしており、それぞれ前提の考え方が異なることに留意されたい。

(1) 大阪府の被害想定

大阪府においては、地震の揺れによる被害、津波による被害、地震の揺れで発生する液状化による被害など、地震に起因する様々な被害の発生が想定されており、大阪府は以下の被害想定を発表している。

① 人的被害・建物被害（大阪府推計）

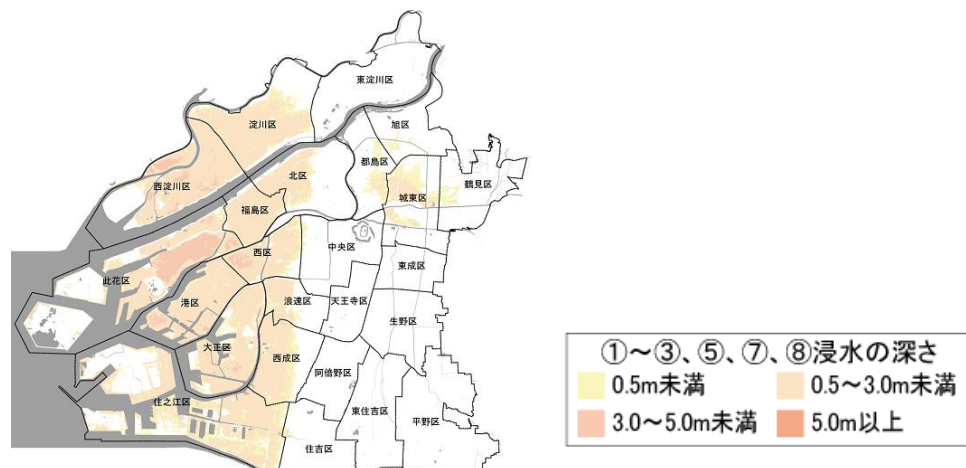
人的被害は、早期避難率が低い場合の死者総数として約 13.4 万人と推計されている。そのうち、**津波による人的被害が約 13.3 万人と死者総数のほとんどを占める**。図 1 のハザードマップのように、大阪市の中心部の多くが津波被害を受けることが想定されている。なお、避難が迅速な場合の死者数は約 9 千人と、津波到達までに避難を行うことができれば大幅に死者総数を減らせることもあわせて示されている。

【表 1：大阪府の人的被害】

項目（単位：人）	推計値	推計値
	<早期避難率が低い場合>	<避難が迅速な場合>
揺れ（建物倒壊）	735	735
津波	132,967	7,882
地震火災	176	176
急傾斜地	2	2
ブロック塀、自動販売機等の 転倒、屋外落下物	11	11
総数	133,891	8,806

（出典）大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会、大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）、平成 26 年 1 月 24 日

【図 1：大阪市津波ハザードマップ】



（出典）大阪市“津波・水害から命を守るために”水害ハザードマップ、令和 4 年 2 月 24 日

建物被害については、全壊する棟数が約 17.9 万棟と推計されている。そのうち、液状化による建物被害が約 7.1 万棟と最も多い。大阪府は大阪湾沿いを中心に内陸に至るまで広い範囲で液状化の発生が想定されていること、1980 年以前の旧建築基準法に木造建物も多く存在していることなどの複合的な要因によって、被害が拡大することが想定されている。

【表 2：大阪府の建物被害】

項目（単位：棟）	推計値
液状化	71,091
揺れ	15,375
津波	31,135
地震火災	61,473
急傾斜地	79
総数	179,153

（出典）大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会、大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）、平成 25 年 8 月 20 日

② ライフライン被害（大阪府推計）

主要なライフライン被害としては、上水道の断水人口が約 832 万人（大阪府全体の 94%）、停電軒数が約 234 万軒（大阪府全体の 55%）、ガス供給停止戸数が約 115 万戸（大阪府の低圧供給全体の 34%）など、大阪府の広い範囲でライフラインに非常に甚大な影響をもたらすことが想定されている。

【表 3：大阪府のライフライン被害】

項目		推計値
上水道	断水人口	8,320,730 人
下水道	機能支障人口	327,129 人
電力	停電軒数	2,341,756 軒
ガス	供給停止戸数	1,154,267 戸
固定電話	普通契約数	1,415,000 件
携帯電話	停波基地局率	48.5%

（出典）大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会、大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害 経済被害 等）、平成 26 年 1 月 24 日

例えば、上水道は、津波遡上による取水制限、液状化による水道管被害等に起因して被害が拡大することが想定されている。発災 1 日後には 94% から 45% まで被害の規模は縮小すると見込まれているが、ほとんどの断水が解消するには 40 日と、1 ヶ月以上を要すると見込まれている。

③ 生活への影響（大阪府推計）

大阪府における生活の影響としては、避難者が約 191 万人、帰宅困難者が約 146 万人と非常に大規模な影響が想定されている。また、これらの人達等への物資供給として、飲料水や非常食も相当量が不足すると見込まれている。ライフラインの被害を受けて、こうした生活への甚大な影響、また生活を支える物資や医療機能の不足もあり、地震の揺れや津波からの直接的な被害を免れても、被災後の生活において大きな支障を様々な形で被ることが想定されるため、地域社会の自助・共助が求められる。

【表 4：大阪府の生活への影響】

項目		推計値
避難者		1,915,224 人
帰宅困難者		1,463,128 人
物資(1～7 日)	飲料水不足量	8,931 万リットル
	非常食不足量	3,220 万食
医療機能	医療対応力不足数	70,481 人

（出典）大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会、大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害 経済被害 等）、平成 26 年 1 月 24 日

（２） 全国の被害想定

① 人的被害・建物被害（中央防災会議推計）

日本全国での被害想定が中央防災会議から発表されている。死者数は全国で約 32.3 万人、建物被害は約 238.6 万棟と推計されている。ただし、最大限の防災対策を実施した場合において、全国での死者数は約 6.1 万人まで削減が可能ともされている。

【表 5：全国の人的被害・建物被害】

死者数合計(1)	最大限の防災対策等 をした場合の死者数(2)	建物被害(1 (全壊及び焼失)
約 323,000 人	約 61,000 人	約 2,386,000 棟

（出典）1:中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）、平成 24 年 8 月、2:中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）追加資料 最大の想定死者数のケースにおける被害軽減効果、平成 24 年 8 月

上記の被害想定を平成 24 年に発表した後に、被害の最小化のために様々な防災対策が全国で実施され、そのフォローアップとして平成 30 年に被害想定に対してどの程度防災対策が進捗したのか、検証された。その結果、死者数は 27%減、建物被害は 13%減と見込まれ、今後は令和 5 年までに当初の被害想定からそれぞれ 5 割・8 割減を目標として防災対策を進めることが報告された。

【表 6：全国の人的被害・建物被害のフォローアップ】

	死者数合計	建物被害(全壊及び焼失)
平成 30 年時点	27%減(約 242,000 人)	13%減(約 2,170,000 棟)
令和 5 年度までの目標	概ね 8 割減	概ね 5 割減

(出典) 内閣府防災担当、南海トラフ地震防災対策推進基本計画フォローアップ結果、令和元年 5 月

(3) 東北地方太平洋沖地震の被害（東日本大震災）との比較

参考として、東北地方太平洋沖地震の被害（東日本大震災）と比較する。概ね同じマグニチュードの地震が発生した場合、南海トラフ巨大地震では東北地方太平洋沖地震に比べ、浸水面積で約 2 倍、浸水域内人口で約 2.6 倍、死者・行方不明者数で約 17 倍、建物被害で約 18 倍と、極めて大きい被害が想定されている。

【表 7：東北地方太平洋沖地震の被害（東日本大震災）と南海トラフ巨大地震の被害想定と比較】

	マグニチュード※	浸水面積	浸水域内人口	死者・ 行方不明者数	建物被害 (全壊棟数)
東北地方 太平洋沖地震	9.0	561km ²	約 62 万人	約 18,800 人	約 130,400 棟
南海トラフ 巨大地震	9.0 (9.1)	1,015km ²	約 163 万人	約 323,000 人	約 2,386,000 棟

※ () 内は、岩盤のズレの規模をもとに計算したモーメント・マグニチュード。

(出典) 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ、南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）追加資料、平成 24 年 8 月、東北地方太平洋沖地震、2003 年東海・東南海・南海地震想定との比較、平成 24 年 8 月

3. 行政／企業の現状の取り組みと課題

本章では南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害に対する行政及び企業の現状の取り組みと、その評価・課題について示す。

(1) 行政・自治体の取り組み

① 災害対策基本法で定められた組織・計画

災害対策基本法において、各主体の役割や設置すべき組織等が定められている。主な組織・計画については災害対策基本法の2章及び3章で定められており、その概要は以下の通りである。

【図2：各種法律と各主体の担うべき役割・機能の関係】



(出典) (一社) 関西経済同友会 関西都市強靱化委員会において作成

② 東日本大震災後に強化された国・自治体の主な取り組み

【災害全般】

東日本大震災後、災害対策基本法の「災害対策の理念」規定が新設され「災害リスクの程度に対応する防災措置」という考え方や多重防御（大津波でも住民の命をソフト・ハード双方の施策で守る）の仕組みが組み込まれた。

2012年に「都市再生安全確保計画制度¹」が制定され、都市再生緊急整備地域において大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保について計画の策定が求められるようになっている。2014年に災害対策基本法が改正され、住民主体で作成する「地区防災計画」制度²が新設された。

復興フェーズでは、大規模災害の発災後に国・自治体が2013年に定められた大規模災害復興法に基づき、復興計画を策定する。自治体では被災を想定して、事前に復興事業を計画する地域もある³。

¹ 国土交通省「都市再生安全確保計画制度」 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000049.html

² 内閣府「みんなで作る地区防災計画」 <http://www.bousAI.go.jp/kyoiku/chikubousAI/>

³ 事例として、東京都葛飾区「震災復興まちづくり訓練について」等の取り組みがある。
<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000063/1004032/1015635.html>

社会のDX化に伴い、ICTや新たなテクノロジーの積極導入も図られており、防災情報のデジタル化、関係機関間でのデータ連携に加えて、ビッグデータやAI解析を用いた防災対策を推進している⁴。

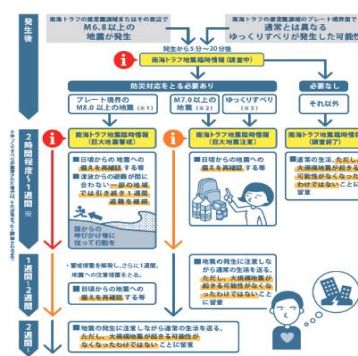
【南海トラフ地震】

中央防災会議において、南海トラフ地震の被害想定等とあわせて南海トラフ地震防災対策推進基本計画⁵を定め、南海トラフ地震対策推進地域を指定し、発災前から復旧までのハード/ソフト両面で対策を強化した。また、科学的知見に基づく予測による減災施策として、気象庁から南海トラフ地震が発生する可能性の高まりを知らせ、準備・避難を勧告する南海トラフ地震臨時情報を設定した。

大阪府は、新・大阪府地震防災アクションプラン⁶を定め、2015年から10年間を集中取組期間として、南海トラフ地震など大阪府で想定されている大規模災害の被害の最小限化を目指している。

【南海トラフ地震臨時情報、その発出フローと事前避難対象地域】

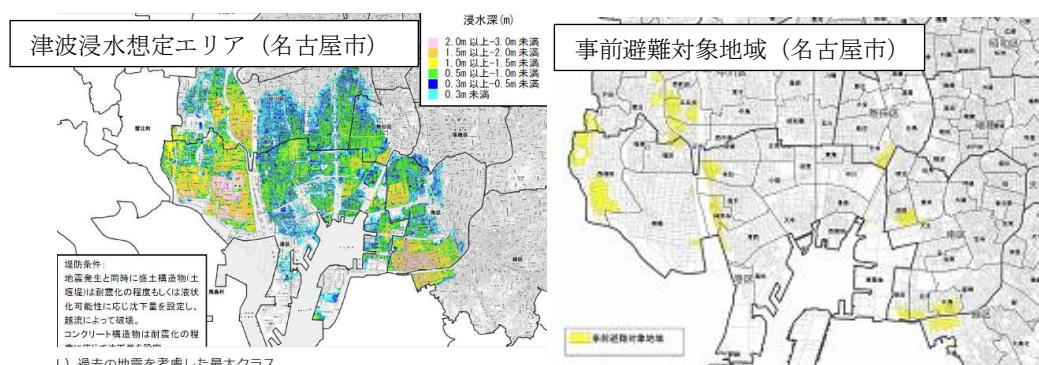
- 想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生リスクが高まった場合に、気象庁より発表。
- 事前避難対象地域は、臨時情報の発令の際、住民の事前避難、社会活動の停止を指示できる地域。（市町村で設定、大阪府では現状指定されていない）。



（出典）気象庁、令和元年6月 リーフレット「南海トラフ地震 -その時の備え-」

【名古屋市において、事前避難対象地域の指定】

- 名古屋市は、南海トラフ地震臨時情報の「事前避難対象地域」として、浸水する恐れがある地域を令和3年7月に指定し、南海トラフ地震臨時情報が発令された際の対応を強化した。



（出典）名古屋市、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に事前避難が必要な地域があります

<https://www.city.nagoya.jp/bosAIkikikanri/page/0000142734.html>

⁴ デジタル庁「防災」 https://www.digital.go.jp/policies/posts/disaster_prevention

⁵ 内閣府「南海トラフ地震対策」 <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>

⁶ 大阪府「新・大阪府地震防災アクションプラン」 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/new_ap_suihin/index.html

（２） 行政・自治体の取り組みの評価・課題

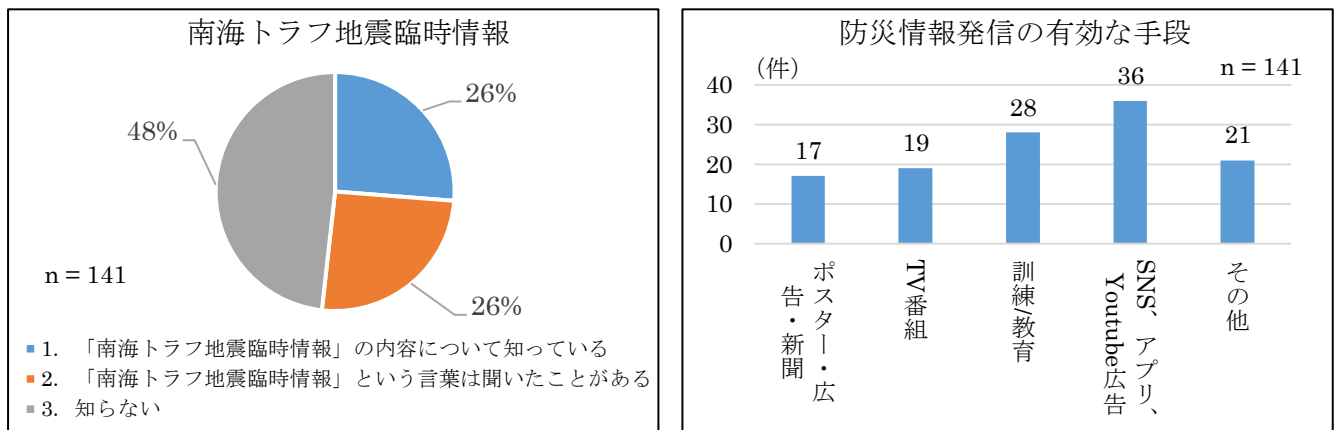
【1】健全な危機感を醸成するリスクコミュニケーションの不足

行政の防災対策や情報（特に、南海トラフ地震臨時情報等）が民間に十分に浸透しておらず、国民全体の健全な危機感を醸成するリスクコミュニケーションの不足が課題である。従来、ハザードマップの配布や Web における広報等によって、防災施策や各種災害関連情報について発信されてきた。しかし、現時点において南海トラフ地震臨時情報等、国民の生活に関わる重要な情報についての認知度がまだ低いと言わざるを得ない。これらについて、様々な手段で幅広い世代の認知向上を目指すべきである。

関西経済同友会会員とその企業の従業員へのアンケート結果（詳細は、後段「参考．アンケート調査」で提示。以下、「今回の会員企業アンケート結果」と示す）では、**自社リスクを把握している**との回答は**64%**だが、**南海トラフ地震臨時情報の詳細を理解している**との回答は**26%**と低い。

また、同アンケートでは、個人の行動変容を促す有効なパブリシティとして、**実地訓練や TV・新聞**など既存のメディア活用の他、**YouTube 広告動画、SNS、防災アプリ**などのオンライン活用が挙げられ、**多様な世代に向けての発信が課題**として指摘された。

【図 3：会員企業アンケートの結果①】



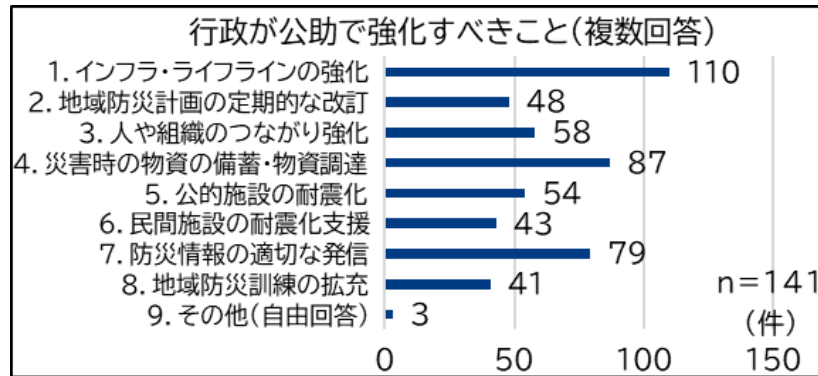
（出典）（一社）関西経済同友会 関西都市強靱化委員会が実施した会員企業アンケートをもとに作成

【2】インフラ・ライフラインの不備

長期間にわたるインフラ・ライフラインの停止は、国民生活並びに企業の事業活動に極めて深刻なダメージを与えるため、国・自治体によるインフラ・ライフラインの不備を改善することが急務である。

今回の会員企業アンケートの結果、行政が公助として強化すべきこととして、「インフラ・ライフラインの強化」が最も多く挙げられた。水道は平時でも老朽化による漏水が多発しており、老朽化対策が急務である。水道、通信、燃料、道路、電気、ガスなどの各種インフラ・ライフラインは相互に関連しており、一つが欠けると全体が有効に機能しない可能性があることに留意する必要がある。

【図 4：会員企業アンケートの結果②】



(出典) (一社) 関西経済同友会 関西都市強靱化委員会で開催した会員企業アンケートをもとに作成

【インフラ・ライフラインの不備を改善するための取り組み例】

ホンネの会 (第 2 回講演会より)

愛知県では、製造業を中心とする産業の持続的発展のため、インフラ・ライフラインのボトルネックを相互に認識し、改善するために、インフラ・ライフラインの行政と民間企業の関係者（製造業、電力、ガス等の企業の防災担当）及びアカデミアを糾合した協議会を 2014 年から設置・運営している。

協議会への参加資格として、自分たちの地域を守るために、自社にとって不都合な事実・課題をも共有することが求められ、課題の本質を追求し、地域全体で防災対策を進めていく枠組みを構築している。

災害時の応急給水 (神戸市)

神戸市では、阪神淡路大震災の経験や教訓に基づいて、災害時の応急給水に十分な貯水機能と給水車への水の補給機能を持った拠点为重点的に整備している。それらと合わせて、市民の負担をできる限り軽減する目的で、小学校等施設内へ「災害時臨時給水栓」を整備している。



(出典) 神戸市水道局 災害時の応急給水 <https://kobe-wb.jp/oukyuukyusui/>

【3】行政・地域・企業の連携 (防災制度、法運用など)

より円滑かつ効果的な防災の実現には、さらなる各主体の連携や役割の明確化も必要である。例えば、事前防災施策に関しては、**地区防災制度**や**都市再生安全確保計画制度**は制定から日が浅く、今後の施策の浸透や充実が課題となっている。また災害時の指揮命令系統の確立、土地収用、個人情報、復旧作業のための道路啓開のための瓦礫や津波漂着物の処理、労働安全衛生、許認可関係の法運用を、**平時より行政・企業がシミュレーションし、スムーズな応急・復旧対応を実現することも重要である。**

【災害時対応の法整備例】

災害対策基本法 第 64 条による、土地収用等の規定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(出典) 災害対策基本法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>

災害対策基本法の一部改正（平成 26 年 11 月 21 日公布・施行、大規模災害時における道路啓開）

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

（その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備）

2. 土地の一時使用等

1 の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1 の措置の要請が可能。

国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1 の措置について指示が可能。

（都道府県知事は、市町村に対し指示が可能。）

(出典) 国土交通省 https://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html

【4】防災分野の新技术の普及やデジタル化

防災のさらなる高度化には、新たな技術の活用やデジタル化も急務である。内閣府では、地方公共団体と民間企業を繋ぐ場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」⁷を 2021 年 5 月に設置した。今後、技術マッチングや活用事例の横展開が求められる。行政の災害対応のデジタル化を促し、迅速な支援を実現するためには、40%の普及率に留まっているマイナンバーカードの普及が課題である。

【災害時対応におけるマイナンバーの活用例】

既に行われている活用分野：被災者生活再建支援金の支給に関する事務、被災者台帳の作成

2021 年 5 月 19 日に公布されたデジタル改革関連法により、公金受取のための口座をマイナンバーとともに登録し、緊急時の給付金などの受取に当該口座が利用できる仕組みや、相続時や災害時に預貯金口座の所在を確認できる仕組みの創設による拡充が図られている⁸。また、被災者台帳の作成への活用が開始されており、被災者対応に係る事務の負担軽減が図られている。

⁷ 内閣府 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム <https://www.bosAItech-pf.go.jp/index.html>

⁸ 「令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付」などで活用されている。

今後期待される活用分野①：災害への応急対応時の活用（罹災証明の発行・避難所管理等）

マイナンバーを活用した被災者個人の状況を把握し、罹災証明の発行や避難所管理等の各種オペレーションの効率化が目指される。

今後期待される活用分野②：被災者の生活維持・健康支援のための活用

既にマイナンバーとの紐付けが開始されている各種分野の情報、特に健康・医療分野の情報は被災者の健康や生活の維持に重要である。災害時にはおくすり手帳等の紙資料の紛失等も多く発生するものと見込まれ、こうした情報の活用を円滑に実施できる体制・制度の整備が目指される。

【5】アジャイルな復興事業

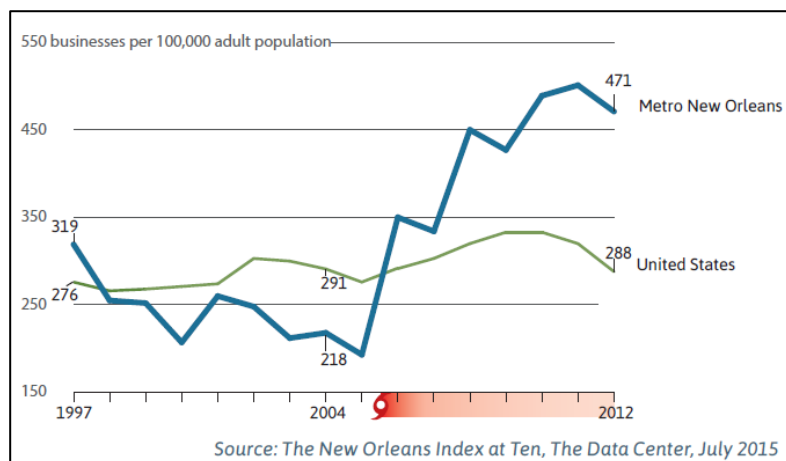
復興においては、人口減少や高齢化など社会の変化に応じて適時適切柔軟に計画や体制を変更し、進めていくことができる**アジャイルな復興事業**が必要であり、住民の民意などを反映した南海トラフ地震への復興計画の策定が求められる。特に、近年では官の復興需要が膨らむ中で、**社会の変化に適応した業態変化やスタートアップの呼び込み等**、民間の活力を生かし、柔軟でスピード感のあるアジャイルな復興の実現が、被災後の地域経済の回復や新産業の創出において課題である。

【アジャイルな復興事業の実現例】

ニューオリンズはスタートアップの呼び込みに成功（第4回講演会より紹介）

2005年8月に全米史上最悪の自然災害ハリケーン・カトリナに被災したニューオリンズの住民は、復興においてゼロからのスタートを余儀なくされたが、起業家支援団体（idea village 等）が資金を集めて、全米でも有数の「企業のまち」に変貌し、全米平均を上回る企業した個人数を記録し、被災前から課題であった、新たな分野での地域産業の創出を実現した。

【起業した個人 成人人口10万人あたり（3ヵ年移動平均）】



（出典）The Rise of the Social Entrepreneur Post-Katrina（Aug 2015）, The Data Center

奥尻島のワイナリー（第4回講演会より紹介）

平成5年7月12日、奥尻島沖でマグニチュード7.8を観測した北海道南西沖地震が発生し、直後に巨大な津波が島を襲い、奥尻町に甚大な被害をもたらした。震災後の復興事業に着手する際、奥尻島が保水力の高いブナの天然林に恵まれていることから、島でありながら、豊富な水資源を有していることを、島外から移住した学芸員が奥尻島の魅力として再発見したことをきっかけに、地元の建設業者がブドウ栽培を開始して、平成20年に「奥尻ワイナリー」の製造工場会社を設立した。現在、奥尻ワインは復興の象徴として、そのブランドを築き上げた。

Graduate School and Faculty of Safety Science

FSS

2021/10/23
© Shingo Nagamatsu

北海道南西沖地震(1993)後の奥尻島



（出典）令和3年11月9日実施（一社）関西経済同友会 関西都市強靱化委員会講演会 講師：関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科 教授 永松 伸吾 氏

(3) 企業の取り組み

従業員の命を守り、事業を継続するために、自助を高めることは企業の責任である。企業の取り組み例として、法定の計画策定の他、ソフト対策（BCP 策定・実地訓練など）、ハード対策（自社設備の耐震化など）が挙げられる。

また、企業は自社の自助活動だけではなく、防災の「新しい共助」として、地域社会や企業との共助や、防災技術開発・普及といった取り組みが推進されている。

① 企業の自助を高める取り組み

● 法定の防災計画等の策定

企業のうち、指定公共機関は防災業務計画を策定している。南海トラフ地震に特化した項目としては、特定の地域・業種の事業者に対して南海トラフ地震防災対策計画の策定が求められている。

● ソフト対策の実施

事業者は、自社が所有する各種機能を維持するための事業継続計画（BCP）の策定や、関連する要員を対象とした訓練、社員が参加する防災訓練等、事業存続に必要な自社の機能の維持及び従業員の安全確保のための対策を実施している。なお、内閣府の防災白書（令和 2 年度版）によれば、**BCP 策定状況(令和 2 年)**は大企業で約 7 割、中堅企業で約 3 割である。今回の会員企業アンケートにおいても、自社が BCP を策定済みであると認識している者は 6 割程度に留まり、その普及は途上にある。

● ハード対策の実施

ソフト対策との両輪で、自社設備の耐震化、防火対策、サプライチェーン強化、本社バックアップ機能強化といったハード対策を実施することも重要であり、各社の機能・設備に応じて行われている。

② 企業の新しい共助

● 地域社会や企業との共助

現状、国内の様々な地域において「地区防災計画」の策定が進んでおり、居住地域で住民を中心に策定される場合が多い。また、都市再生整備緊急地域においては、都市再生安全確保計画を策定し、地域内の企業で帰宅困難者対策等について、行政と企業が連携して取り組んでいる。

● 防災技術開発・普及

企業は自社の事業として防災に関する技術やサービスの提供を行っている場合もある。これらの企業が取り組む耐震化技術などの土木工法に加え、防災の DX 化による技術進展・普及はその事業活動自体が、社会の災害に対するレジリエンス向上に供する共助と言える。

(4) 企業の取り組みの評価・課題

① 企業の自助を高める取り組み

企業が法令を遵守するだけではなく、事業リスク軽減に資する防災対策を実践するための課題として、①BCP 策定のボトルネックの解消、②BCP の未更新と形骸化、③防災投資のインセンティブの不足が挙げられる。

【1】BCP 策定におけるボトルネックの解消

BCP 策定は、企業の有事対応を事前に取り決めるといった目的の他、自社の災害リスクを認識し、防災対策の実行性を高める手段としても有用である。しかし、BCP 策定は特に中堅・中小企業ではできていないケースが多い。今回の会員企業アンケートにおいて、BCP 策定の課題は**知識・人材**との回答が最も多く、その解決策として、**BCP の策定ツールの標準化が必要である**ことが明らかになった。一方で、中小企業向けの BCP 策定ツールや支援策は整備されており、また民間企業のコンサルティングサービスも充実化している。BCP の策定率を上昇させるためには、これらの**支援施策を普及させ、BCP 策定のボトルネックを解消していくことが課題**である。

【BCP：企業向けの策定ツールと支援策例】

大阪府 超簡易版 BCP「これだけは！」シート

大阪府が 2019 年度に作成し、HP で提供。2019 年 12 月には新型コロナウイルス感染症対策版についても HP で公開。定期的な見直しも実施されている。

（参考）大阪府 超簡易版 BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/BCP/tyoukannibanBCP.html>

中小企業 BCP（事業継続計画）策定支援制度（大阪府商工会連合会）

大阪府内の中小企業に対して、大阪府商工会連合会が発行した冊子「中小零細事業者用 事業継続計画（BCP）策定ガイドライン」を用い、BCP 策定の専門知識を持った経営指導員による事業継続計画（BCP）策定の支援を実施している。

（参考）大阪府商工会連合会 BCP 策定支援制度について

http://www.osaka-sci-BCP.com/?page_id=521

事業継続力強化計画認定制度（中小企業庁）

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度。認定を受けた中小企業は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。

（参考）中小企業庁 事業継続力強化計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousAI/keizokuryoku.htm>

※自治体によっては、BCP 策定費に補助金を給付している。（兵庫県「令和 3 年度企業 BCP 策定支援事業補助金」、東京都「令和 3 年度 BCP 実践促進助成金」など）

業界団体の BCP ガイドライン（一般社団法人 日本自動車部品工業会）

平成 25 年 3 月に日本自動車部品工業会では、会員企業の BCP 取り組みの支援活動の一環として、自動車部品業界の特徴を織り込んだ「BCP ガイドライン」を取りまとめて、企業単体での事業継続の取り組みとともに、サプライチェーン維持の視点からの事業継続計画（BCP）の策定を支援する。

（参考）（一社）日本自動車部品工業会 https://www.japia.or.jp/work/csrBCP/BCP_guideline/

【2】BCPの未更新と形骸化

・防災対策も日進月歩で進化しているが、一度BCPを策定できた企業でも**BCPが更新されておらず**、南海トラフ地震臨時情報など新しく追加された防災対策までBCPでカバーできていない場合も多い。また**実践訓練なされず、形骸化している**という課題も挙げられる。今回の会員企業アンケートの結果（参考：アンケート調査(2)）では、企業のBCPの十分性や、社内での浸透についても課題として挙げられた。さらに、BCPが有効に機能するためには、個社だけではなく、**サプライチェーンを考慮したBCP策定が課題**である。

【3】企業の防災投資へのインセンティブ不足

・アンケート結果より、自社の設備の耐震化や、BCP策定企業への税制優遇／補助金の他、企業評価の仕組みの強化（ESG経営を含む）が挙げられ、**企業の防災対策が社会的評価に結びつくインセンティブが必要**であることが明らかになった。

【企業の防災対策が社会的評価に結びつくインセンティブ付与の事例】

金融庁 ソーシャルボンドガイドラインの策定（2021年10月）

サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムを支える金融の仕組みであり、ESG要素に対し、民間セクターが主体的に取り組むことを目指している。本議論では、欧州から始まったTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に従い、日本でも東京証券取引所プライム市場上場企業への開示促進を促す等、気候変動リスクに関する分野やグリーンの（E）分野で先行している。

一方、ソーシャル（S）に関しても、近年急激に発行額が増えており、金融庁は、ソーシャルボンドとしての実質を欠く債券がソーシャルボンドとして市場に出回ることを防止するため、ガイドラインを策定した。本ガイドライン内で、ESGのS（ソーシャル）の対象としてICMAソーシャルボンド原則の事業区分細目にはなかった「防災・減災対策」「老朽化対策」「災害復興」等が追加され、日本の社会的課題に沿った形で初めて日本特有の欧州にはない災害リスクも対象と明示したガイドラインとなり、企業の防災投資が明確にソーシャルボンドの対象になった。

（参考）金融庁 ソーシャルボンド原則 2021

https://www.fsa.go.jp/singi/sustAInable_finance/siryou/20210922/1.pdf

② 企業の新しい共助

地域社会・経済の存続なくして企業の事業活動の維持は不可能であり、併せて社会の持続可能性に資する企業活動が求められる中で、**行政・企業・地域社会間の「新しい共助」**が模索されている。この「新しい共助」は、企業が従来の自助としての防災活動に留まらず、**地域住民の安全確保**の取り組みや、**津波避難や帰宅困難者対策**への協力など、**地域社会の持続性に寄与するための共助活動**であり、また、**防災の新技术開発・普及の牽引**も、企業の役割として期待されている。

【1】地域住民の安全確保

・地域社会・経済の存続が企業の事業活動にとっても必要不可欠であるという観点から、さらに一歩進んで共助として**地域社会の避難訓練、避難所や備蓄協力などへの参画が課題**である。

・地域社会の防災対策を推進していくためには、地区防災計画の策定・推進の担い手となりうるス

キルの高い人材の確保が課題であり、実務経験が豊富な企業OBの参画・活躍などもその課題解決に一部資すると見込まれる。また、防災士⁹の資格などは防災に関する専門知識を広く習得でき、こうした人材は地域の防災に活躍することが期待される。防災士のような地域防災に貢献できる人材をいかに増やすかも地域住民の安全確保という観点では課題である。

【地区防災計画への企業の参画例】

徳島県鳴門市と大塚製薬工場

鳴門市に立地している大塚製薬工場は、災害時応援対策への協力や避難場所・備蓄の提供など地域との連携を周辺自主防災会と結んでいる。

(参考) 徳島県鳴門市 大塚製薬工場と周辺自主防災会との連携

http://www.bousAI.go.jp/kyoiku/chikubousAI/pdf/20160312forum/panel_discussion1/sankoshiryo11-03.pdf

【2】津波避難や帰宅困難者対策の不十分

・都市部での津波避難者や帰宅困難者の受け入れ施設が不足しており、その拡充が課題であり、不動産管理者への働きかけが必要である。行政は新規施設建設や増改築時の容積率の緩和や、施設の一部を避難場所に提供する場合において、固定資産税を減額する措置を講じているが、さらなる行政の支援策の拡充、及び活用が必要である。

【表 8：大阪市の主な区の津波避難ビル設置状況(令和 4 年 1 月時点)】

区名	夜間人口	昼間人口	津波避難ビル施設箇所	津波避難ビル避難可能人数
北区	110,392	382,705	71	63,361
中央区	78,687	465,786	7	5,982
西区	83,058	177,691	46	62,117
此花区	65,569	78,925	90	64,399
大正区	69,510	72,508	46	72,476

(出典) 大阪市 津波避難ビル・水害時避難ビル一覧表 令和 4 年 1 月 28 日、夜間人口および昼間人口 令和元年 1 月 15 日

【都市安全確保計画制度による帰宅困難者対策等】

都市再生安全確保計画には、大規模な地震が発生した場合の滞在者等の安全の確保を図るために、被害想定を複数シミュレーションした上で、必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の施設の整備に関する事業等が記載され、行政とそのエリアを担う企業で構成される街づくり団体が連携して、対策を推進している。課題として、受け入れ施設の不足の他、退避者の二次災害の補償問題、退避者の感染症予防対策、退避者の長期滞在防止¹⁰などが挙げられている。

■中之島周辺 都市再生安全確保計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000366/366091/30ankaku.pdf>

■大阪ビジネスパーク 都市再生安全確保計画

<https://www.obp.gr.jp/uploads/files/anzenkakuhoplan200626.pdf>

■御堂筋周辺 都市安全確保計画

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000473485.html>

⁹ 防災士の資格を有する有志で構成された日本防災士会は、「地区防災計画の推進」を会の活動において最重要課題と位置づけている。各支部に「地区防災計画推進部長」を設置するなど、全国各地での地区防災計画を推進している。

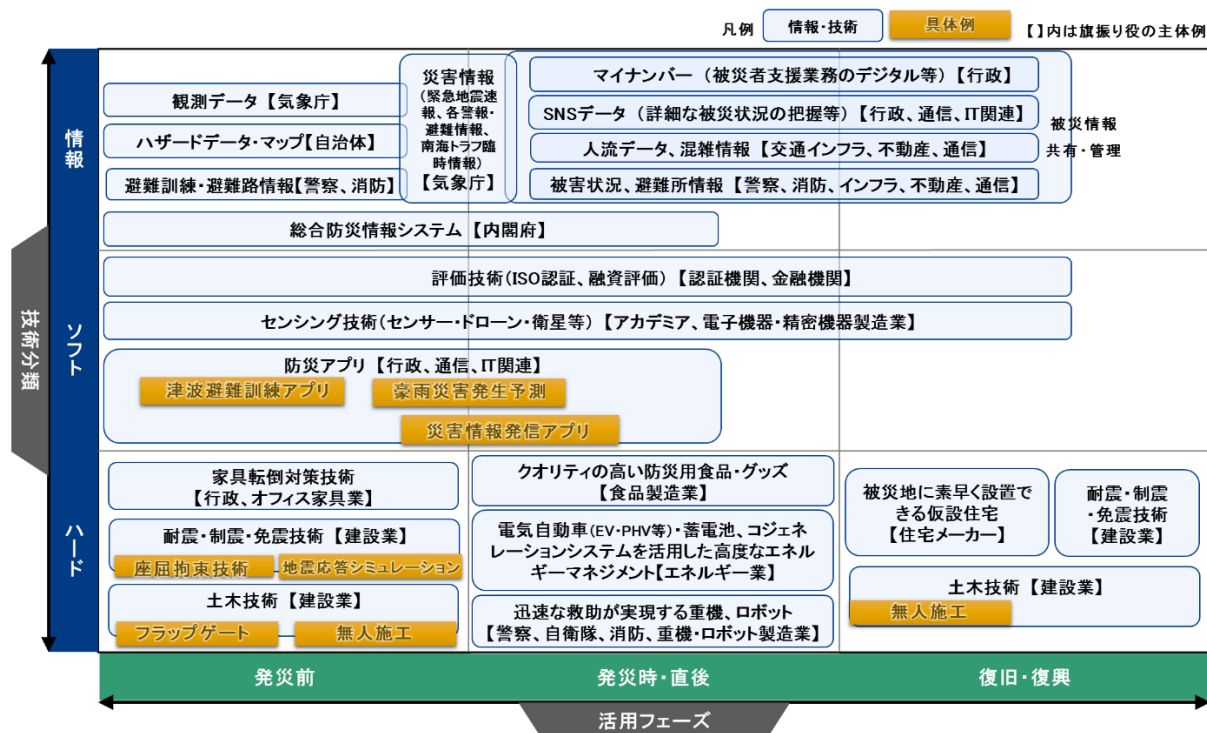
¹⁰ 「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」では、開設から概ね 4 日で開設するものとされている。

【3】企業の新しい防災技術の浸透不足

・防災のDX化や、新たな防災技術の活用を広めるためには、企業が持っている新しい防災技術を社会にビルトインしていくことが課題である。また、行政が防災対策やシステムを計画する際に、積極的に企業の新しい技術を採用することが求められる。

【防災関連情報・データ&技術事例のマップ】

防災に関する情報・データの利活用や新しい技術開発は、行政と民間の双方で推進されている。こうした取り組みを以下のようなマップ化等を通して現状を把握することで、行政と民間企業のニーズマッチングや、企業同士の技術マッチング等に活用できる。



(出典) (一社) 関西経済同友会 関西都市強靱化委員会において作成

【防災関連技術の具体例】

津波避難訓練アプリ「逃げトレ」(第3回講演会より)

当アプリは、津波ハザードマップや津波到達時間を提供し、移動中の訓練者の現在位置や経路、スピードなどをGPSで記録し、訓練結果を判定。避難訓練に、津波のリアリティを加える一つの手法であり、訓練の課題を解決するツールとして役立つことを目指している。

避難訓練ツール「逃げトレ」 矢守克也(京大防災研) 戦略的イノベーション創造プログラム
Cross-ministerial Strategic Innovation Program

スマートフォンさえもっていれば、「いつでもどこでも、だれでも、だれとでも、すぐに津波避難訓練が可能！最新の津波浸水想定からあなたは逃げ切れるか？」

最新の津波想定と自分の避難行動を同時にライブで可視化！

使用中的スマホ画面

結果集約画面に避難の成否、所要時間、移動距離など表示

(目標1):避難成功か失敗か、「判定」できない、従来の訓練を変えたい
(目標2):いつ、どこに、どこを過って、だれと逃げるか。すべて第三者(行政)が決めた従来の訓練を変えたい

「津波到達まであと5分！」=カラーで切迫度表示

GOOD DESIGN AWARD 2018 2018年グッドデザイン賞「金賞」受賞！

自治体等での集団訓練で活用するためのガイドなどサポートHPも充実！
<https://nigetore.jp/>

アプリストアから素々ダウンロードビデオマニュアルで簡単操作！

開発:京大・防災研 矢守研究室

(出典) 令和3年10月5日実施 (一社) 関西経済同友会 関西都市強靱化委員会講演会 講師: 京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 教授 矢守 克也 氏 講演資料より

近畿整備局／紀伊半島大水害復旧工事／砂防で自動化施工、鹿島建設が技術提案

2011年の紀伊半島大水害では奈良県や和歌山県など紀伊半島の各地で大規模な土砂災害が発生し、人命や建物が甚大な被害を受けた。現在も斜面对策や砂防工事など事業は続いているが、砂防えん堤を整備する赤谷地区では大雨のたびに数十万立方メートルの大規模崩壊を繰り返すなど危険な状況で工事が行われている。特に赤谷3号砂防えん堤は大規模な崩壊が発生した斜面直下での工事となり、作業員の安全を確保するため、遠隔操作による無人化施工に自動化施工技術を付与し工事を実施。

(参考) 2021年7月8日 日刊建設工業新聞8面 <https://www.decn.co.jp/?p=121273>

4. 提言 ～民間の活力で、関西における災害へのレジリエンス・トランスフォーメーション（RX）を実行せよ～

3章で述べた行政・企業の現状の取り組みの評価・課題を踏まえて、我々企業人の立場から、南海トラフ巨大地震への備えとして、「①社員家族の命を守る」、「②被害を最小限に抑え事業を継続する」、またその先にある「③関西の地域社会・経済を守る」ためには、関西の企業人の防災意識を一層高め、これまでの行政・民間・地域住民のそれぞれの防災活動を超えた地域一体の取り組みが重要となる。

これを推し進めるには、**関西の民間企業が自らリードし、民間の活力を最大限発揮して、防災に対する自助意識を高め、行動変容を促す**と共に、企業と地域社会が切り離せない関係であることを改めて認識し、「**新しい共助**」として地域社会の防災活動、津波避難や帰宅困難者対策への協力の他、新しい防災技術の開発、普及等を積極的に促進・実装していく必要がある。すなわち、これまでの対策の延長ではない「**関西における災害へのレジリエンス・トランスフォーメーション(RX)**」が必要である。

このRX実現のために必要な取り組みや手段を、行政・企業への提言として以下に示す。

提言 1. 地域住民や関西企業の意識・行動変容(トランスフォーメーション)の促進

行政

・南海トラフ地震臨時情報の「**事前避難対象地域**」の指定地域へ、名古屋市の例も参考に、**大阪府の市区町において津波リスクの高い海拔ゼロメートル地域等を追加し、定期的な住民の避難訓練を行う**他、アカデミアとも連携し、多様な媒体を通じて意識変容を促すべき。特に、都市部では垂直避難が必要であり、津波避難ビルへ誘導する避難用アプリの活用等によって、**自助を促す個人の行動変容を実現させるべき**。

・名古屋市は、南海トラフ地震臨時情報の「**事前避難対象地域**」として、津波襲来前でも地震の揺れによる液状化で川の堤防が沈降するなどし、**浸水する恐れがある地域を指定している**。大阪府の市区町においても同様のリスクが考えられる地域が存在し、地域の浸水に備えて、堤防整備・強化が進められ、ハード対策が既に行われていると理解している。しかしながら、東日本大震災では、安全と言われた防潮堤を津波が超えるなどの想定外の事態が発生し、多くの犠牲者を出した。加えて、本対象地域は、通勤者を中心に昼間人口が集中し、観光地としての訪問者が集まる地域である。

・以上を考慮して、大阪府の市区町において津波リスクの高い海拔ゼロメートル地域（例えば、大阪市此花区、大正区など）等を追加し、定期的な住民と企業の避難訓練を行う等、リスクの高い場所を特定した命を守るための意識と行動という自助に結びつく人々の意識や行動の変容に、行政はまず責任を持つべきである。

・アカデミアや企業とも連携し、特色ある他の自治体・機関の防災アプリ、防災対策に関する動画の情報提供、並びに大阪独自の防災アプリの改修等の他、これまでの既存のメディアとしての新聞やテレビ、ラジオ、また、学校教育等も含め、**多様な主体が社会にいることを念頭に、多様な媒体を通じて意識変容を促すべきである**。特に、都市部では垂直避難が必要であり、避難行動のイメージアップを図ることのできる「逃げトレ」等の、津波避難ビルへ誘導する避難用アプリの活用等によって、平時から浸水が予測される地域にいる個人の意識と行動の変容を実現させることを提言する。

・津波避難ビル・帰宅困難者受け入れ施設を拡充させるため、指定された施設のさらなる容積率緩和や固定資産税減免等の措置の拡充を実施すべき。

・上記地域指定を行った場合に、人口過密地域において浸水や津波から避難する人々を垂直避難にて受け入れるための避難場所をあわせて確保する必要がある。行政は、企業が共助として協力しやすいよう、新規施設建設や増改築時の容積率のさらなる緩和¹¹や、施設の一部を津波避難場所に提供する場合において、特に津波浸水リスクの高いエリアにおいては、固定資産税を減額する措置¹²を継続的に講じ、拡充すべき。

提言 2. インフラ・ライフラインの強靱化：協議会の設置

・愛知県の例も参考に、行政の主導により、インフラ・ライフライン民間企業の関係者（役員クラス：エネルギー・通信・物流交通・水道・生活物資等）を糾合した協議会を設置し、常時、参加者同士の情報交換ができるネットワークを構築すべき。

・水道、電気・ガス、燃料、道路・通信等のインフラ・ライフラインは相互に関連しており、いずれか一つが欠けても全体が有効に機能しないため、行政のみならず民間事業者の協力が必要不可欠である。
・愛知県の事例も参考にインフラ・ライフラインの行政と民間企業の関係者（役員クラス：エネルギー・通信・物流交通・水道・生活物資等）を糾合した協議会を設置し、関西においても、常時、参加者同士の情報交換ができるネットワークを構築し、民間・行政の別なく、本質的な課題を共有し、インフラ・ライフラインの強靱化を継続的に推進すべきである。

・特に老朽化が進む水道管の更新や貯水槽の設置を早急に行うべき。

・令和 3 年 10 月、和歌山の水道橋崩落事故が発生し、全国的にインフラ老朽化の厳しい実態が浮き彫りとなった。大阪の水道管も約 3 割の水道管が法定耐用年数を超え、老朽管率が全国的にも高い。自然災害においてこれらの脆弱なインフラは供給支障の原因となり、最近でも大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年台風 21 号でも損傷等による水道管被害が発生した。特に老朽化が進む水道管の更新や貯水槽の設置については、早急に行い、その脆弱性を南海トラフ巨大地震発生前に幾分でも低減できるよう、インパクトの大きいところから実施するなど優先順位も加味し進めていくべきである。

¹¹ 現在、市町村が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする。

（参考）国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/common/000185844.pdf>

¹² 現在、津波避難施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（3 年間））が取られている。

（参考）国土交通省、内閣府 令和 3 年度国土強靱化に資する税制改正事項の概要

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/yosan.html

提言 3. 関西企業による BCP 策定・更新の促進と、防災投資に対するインセンティブの付与

企業

・企業は、社員の安否確認、耐震化推進や防火対策の他、サプライチェーンも考慮した **BCP 策定を加速**させ、それに基づく**実地訓練を実施**すべき。

・策定される個社の BCP には、社員の安否確認、耐震化推進や防火対策の加味は最低ラインとして求められるが、本来、事業の継続という観点においては、**サプライチェーンも考慮した BCP 策定を加速**させ、点ではなく線で事業継続性をつないで各社の事業継続の連鎖として産業を守っていく観点を **BCP 策定に組み入れる**べきである。あわせて、最新の情報や対策に合わせた BCP の改善・更新、訓練による策定した BCP の抜け漏れのチェックにより、BCP を形骸化させず、PDCA を回して、いつ災害が発生しても事業継続の中心となる社員及び関係者がその計画を実行できるように鍛錬しておくことを提言する。

企業

・企業は、**BCP 標準ツール**を参考にするとともに、中小企業団体の経営指導員や民間企業のコンサルタントによる **BCP 策定・更新サポート**を利用できる機会を積極的に活用すべき。

・アンケート結果より、BCP 策定が進まない原因として、知識や人材不足の側面が大きいことが明らかになった。これらの課題を解決する、社員への BCP 教育や BCP 人材の拡充は一足飛びには難しい。よって、このボトルネックを解消するため、企業は **BCP 標準ツール**（一般的 BCP は ISO22301、自治体作成の簡易ツール等）も参考に、中小企業団体の経営指導員や民間企業のコンサルタントによる **BCP 策定・更新サポート**を、行政による補助制度利用も視野に、積極的に活用し策定すべきである。

企業

・**企業同士が取り組むべき防災対策や BCP 課題を共有する場を設定し、その内容を深化させる**べき。

・同じ商業ビルに入っているテナント同士¹³、物理的・地域的に近隣の企業や工業団地の工場同士¹⁴が、その地域の持つリスクについて話し合い、同じ課題意識を持って対策に取り組み、**BCP 策定の悩みや知恵を共有し、各個社の取り組みを深化させていく機会を持ち、自社の防災対策の実効性を高める**べきである。そのために、**企業同士が防災対策や BCP 課題を共有する場を設定**すべきである。

行政

・**企業の統合報告書における防災関連の記載内容について、金融庁ガイドラインに基づくルール化を進め、行政がその記載事項や指標を提示し、企業の防災投資を促進する仕組みを構築**すべき。

・2021 年に示された金融庁のソーシャルボンドガイドラインにおいて、災害対策が ESG のソーシャル (S) の対策であることが示された。我が国においては、企業の長期的な成長に災害による影響は大

¹³ 同じ商業ビルに入っているテナント同士の防災対策の取り組み事例（札幌時計台ビル）

<https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/chikubo/documents/tokeidAIbiru.pdf>

¹⁴ 工業団地をモデルとした官民連携の取組状況についての取組状況について（内閣府国土強靱化推進室）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dAI59/siry05.pdf>

きく関与しうることから、企業は、自社の防災・減災対策の個社内や地域との自助・共助について、その努力を行っていることを積極的に統合報告書や企業の Web ページ等に記載すべきである。

・その際、記載形式や項目等が定まっていないことから、行政は、統合報告書等に記載すべき内容や指標をルール化し、防災・減災に取り組む企業が社会や投資家から評価される、記載事項や指標の基準を示すべきである。

・例えば、BCP 策定、耐震化、防火対策、サプライチェーンの強化・分散、防災・減災等のソーシャルプロジェクトについて、それらの活動の目的・目標や活動状況・進捗、また、その定性的・定量的インパクトが記載対象として想定される。

提言 4. 関西の地域社会・経済の防災力を向上させる「新しい共助」へのトランスフォーメーション

行政・企業

・住民の発意により策定可能な「地区防災計画」へ関西企業が積極的に参加し、自社施設（工場・倉庫、事業所）への避難住民の受け入れや、地域の防災訓練への参画を図るべき。その際、想定される関係者間の利害調整において、行政も仲立ちすべき。

・東日本大震災をきっかけに、住民の発意により策定可能な地区防災計画制度が作られ、各地で地区防災計画の策定が住民主体で進められている。関西においても、特に浸水や津波が想定される地域の企業は、地域社会と連携し、地区防災計画の策定に積極的に参画、もしくは自らリードし、自社施設（工場・倉庫、事業所）への避難住民の受け入れ、平時における地域との防災訓練、防災セミナーやワークショップ等へ積極的な参加など、地域の防災活動への協働をさらに図るべきである。

・行政は、このような地域や企業の協働を支援する立場として、特に地区防災計画策定及びこれに基づく活動の中で、関係者間の利害調整が必要となる場合には、これを仲立ちし、企業・地域の防災対策がスムーズに進むよう支援することを提言する。

企業

・「地区防災計画」の策定・実行の担い手となる人材として、企業 OB（防災士の資格を有していると、なお好ましい）へも働きかけるべき。

・「地区防災計画」の策定・実行の担い手となる人材として、企業 OB の活用も想定される。防災の専門知識がなくとも、自社で活躍したそれぞれの調整・決断・説明・交渉・検討能力は、地域で防災という「プロジェクト」を進める際にも十分に役立つスキルである。このような人材の活用により、企業の新しい共助をかたちづくる新たなプレーヤーとして期待でき、企業は企業 OB にも地域の防災活動に参加することを働きかけるべきである。

・このようなプレーヤーが、防災士の資格等、平時の防災活動や災害時に活用できる専門知識を有しているとなお好ましいため、防災士の資格習得支援なども望まれる。

・都市再生法に基づく「都市再生安全確保計画」の策定に、関西企業で構成される地域まちづくり団体が協力し、防災連絡網の作成とともに、帰宅困難者の受け入れに係る自社施設の開放を進めるべき。

・都市滞在者の安全確保のため、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域において、行政主導で「都市再生安全確保計画」が策定されている。関西企業から構成される地域まちづくり団体がその策定に積極的に協力し、平時及び災害時に活用する防災連絡網を作成するとともに、不足している帰宅困難者の受け入れ施設の拡充などに努めることを提言する。

提言 5. 新しい防災関連技術の開発・普及

・災害対応のデジタル化を図るため、マイナンバーを活用して、災害支援金給付の迅速化や、避難所の割り振り、医療支援体制等に関する最適化を図るべき。

・災害対応のデジタル化は、被災者への対応に関わる支援者及び行政職員の負担軽減に有効な手段であり、中でも普及率が約 40%に留まっているマイナンバーの活用を促進すべきである。災害支援金給付の迅速化が実現するだけでなく、今後、マイナンバーを活用した被災者個人の状況の把握や、避難所の割り振りなどの災害対応のオペレーションの効率化を図るべきである。

・また、既にマイナンバーとの紐付けが開始されている健康・医療分野の情報を活用することで、医療体制支援の効率化・最適化も図るべきである。

・内閣府が整備した地方公共団体と民間企業のマッチングプラットフォームを積極活用するため、関西企業も自社が開発した新しい防災関連技術を積極的に登録すべき。

・防災技術を世に広く普及するには、技術実証の活用や、技術ニーズ・シーズのマッチングを地道に重ねていくことが不可欠である。そのための有効な手段の一つとして、内閣府が 2021 年立ち上げた「防災×テクノロジー 官民連携プラットフォーム」に関西企業も自社技術を積極的に登録し、各企業の実証・実装の場の獲得や、ニーズに合わせた自社事業開発のために積極的に活用していくべきである。

提言 6. 防災法制度の課題への対応

・稀頻度大規模災害へ対応するため、災害対策基本法においては、公助を中心とした防災体制の限界について防災計画に明記するとともに、応急対策における「公助の現実」と「自助・共助」（的確な避難の実現等）の対応を可能にする事前措置を定めるべき。

・稀頻度大規模災害では、行政のハード対策のみで対応するには、膨大な費用が発生し、費用対効果の限界を超えてしまうため、行政でしか対応できない公助と、自助・共助でカバーできることの線引きを明確にし、公助、自助、共助のバランスが取れた対応を可能にする事前措置を定めるべきである。

・災害対策基本法には、**災害応急時の私権制限**（行政による土地建物の一時的な使用、私的流失物の収用等）、**瓦礫や津波漂着物の処理**（道路啓開等を目的とする）等が規定されているが、災害時にこれらの規程が迅速に運用されるよう、**大規模な訓練等を通じてシミュレーションを行うべき**。

・災害発生時には、応急対策を迅速に遂行するために、平時では保護されている権利を制限する法律が規定されているが、**昨今のコロナ禍における行政対応の混乱**でも明らかとなったように、**稀頻度大規模災害では、このような規定がスムーズに運用できない可能性が高い**。応急時に法運用の混乱を招かないよう、**大規模な訓練等を通じてシミュレーションを定期的実施するべきである**。

・**大規模災害復興法**における復興計画のうち、被災前に比して被災地域を質的に向上させる「**復興対策**」には、**被災企業の参画**を促した上で、地域経済の将来像を描いて、地域を支える新たな産業立地、首都代替機能等の広範な検討が必要。そのため、当該計画は予め適切な時間を費やして策定され、かつ、適時、柔軟に見直される**アジャイルなもの**とすべき。

・昨今の日本の復興事業は**官による事業が膨らみ**、民間による**事業比率が低下**しており、人口減や高齢化などの社会変化に適さない、肥大化した復興となるリスクを抱えている。復興事業の膨張を防ぎ、民間の活力や起業家精神を復興に活用するため、**大規模災害復興法の「復興対策」は、被災企業の参画を促し、地域経済の将来像を予め適切な時間を費やして策定し、当該計画自体も柔軟に見直されるアジャイルなもの**とすべきである。

・スタートアップを含む**多様な民間の主体が参加する、災害復興を前提としたワークショップを各自治体が開催すべき**。その際、大阪が有する東京の首都代替機能の強化についても考慮すべき。

・以上を実現するためには、事前にスタートアップを含む多様な民間の主体が参加する、災害復興を前提としたワークショップを各自治体が開催すべきである。**ワークショップでは、まちづくりの観点だけでなく、将来成長が見込める産業の創出といった観点で議論することが望まれる**。また、大阪が再び東京の首都代替として機能するためにも、どのような機能を復興・強化するべきかについても広範な検討を実施すべきである。

5. おわりに

当委員会では、特に南海トラフ地震に焦点を当て、関西の経済を支える企業人の立場から、国・自治体と民間企業の対策を検証し、これまでの対策の延長ではなく、「健全な危機意識」を持ち「防災のあり姿」を提示して、行政、企業に対して、防災・減災対策の提言を行った。

計 5 回の講演会を通じて、防災対策は日進月歩で進化しているが、企業はその全容の把握ができておらず、定期的な防災対策のアップデートが必要であること、また、防災対策が本質的に深化するためには、行政、企業、アカデミア、地域社会における一体的かつ継続的な対話が重要であることが明らかになった。

加えて、持続可能な社会の実現が求められる中で、企業は自助としての防災対策のみならず、一歩進んで地域社会との新しい共助の必要性が明らかになった。

当委員会の提言が、行政や企業の防災対策の一助となることを願うとともに、今後も関西経済同友会において、様々な災害リスクに対して継続的な研究をし、会員企業同士が有益な情報交換を実施するとともに、自社のみならず地域の防災対策について議論し、民間の活力で、「関西における災害のレジリエンス・トランスフォーメーション (RX)」を実行していきたい。

参考. アンケート調査

当委員会では、関西経済同友会の会員、及び会員企業の従業員（141 人）を対象としたアンケート調査を実施した。以下では主な調査結果を抜粋して示す。

【アンケートの概要】

対象：関西経済同友会の会員、及び会員企業の従業員 回答数：141 件

実施内容：以下の項目に関わる質問を 20 問程度実施した。（選択回答／自由回答）

1. 南海トラフ地震についての関心や意識について
2. BCP の策定や社内浸透などの課題について
3. 南海トラフ地震臨時情報について
4. 企業が求める公助、企業の自助・共助について
5. 企業の強靱化に資する防災の取り組みを促すため、どのような政策を取るべきか。

回答期間：

2021 年 10 月 22 日（金）～12 月 17 日（金）

(1) 南海トラフ地震についての関心や意識について

- ・アンケート回答者の全員が南海トラフ地震への関心があり、「大きな関心がある」「関心がある」との回答は全体の 87%。「ある程度関心がある」との回答は全体の 13%。
- ・南海トラフ地震の被害想定について。「十分認識している」「認識している」との回答は全体の 56%。「一部認識している」「認識できていない」との回答は全体の 44%。
- ・被害想定から「自社リスクを把握している」との回答は全体の 64%。「把握していない」との回答は全体の 36%。
- ・懸念事項として、従業員、顧客の安否確認、備蓄や避難者・帰宅困難者対策、サプライチェーンの停滞、インフラ・ライフラインの停止による事業継続の困難など、幅広く挙げられた。

(2) BCP の策定や社内浸透などの課題について

- ・BCP を「策定済み」との回答は全体の 61%。「策定検討中」、「策定していない」と回答は全体の 39%。
- ・企業の BCP 策定におけるボトルネック（複数回答）について、「知識がない」「人材がいない」との回答がともに 50 件以上。一方で、「コストが捻出できない」との回答は 17 件。
- ・企業の BCP 策定をより一層進めるために必要な支援策（複数回答）について、「標準ツールの提供」との回答が 71 件と最も多く、続いて「BCP 策定の人材育成、人材派遣」、「金銭的インセンティブの付与」、「行政の相談窓口の拡充」との回答が多かった。
- ・BCP の課題について、BCP そのものが十分性を確保できているのか、BCP の内容の複雑性や人事異動による配置転換などによって従業員に十分浸透していない、従業員の危機感の醸成が不足している、サプライチェーン全体への考慮が不足している、などが挙げられた。

(3) 南海トラフ地震臨時情報について

- ・南海トラフ地震臨時情報を「知っている」との回答は全体の 26%。「言葉のみ知っている」、「知らない」との回答は全体の 74%に上った。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発出された場合、経営上／業務上の課題や不安点について、「臨時情報が発出した場合の対応は何も決まっていない」、「安全と事業継続のバランスが難しい」、「知っている人が少ないため、混乱が予想される」などの声上がり、企業の対応は万全ではない。
- ・南海トラフ地震に対する有効なパブリシティについては、「ネット、SNS、アプリ、YouTube 広告の活用」が最も多いが、より能動的に取り組める「訓練／教育」や、あらゆる世代に届く「ポスター・広告・新聞」、「TV 番組」が最適だという指摘もあった。

(4) 企業が求める公助、企業の自助・共助について

- ・行政の公助として重点的に強化していくべきことについて、「インフラ・ライフラインの強化」が最も多く挙げられ、続いて、「災害時の物資の備蓄・物資調達」、「防災情報の適切な発信」との回答が多く挙げられた。
- ・企業の自助として取り組むべき内容は、「従業員の安全確保」が最も多く、続いて「企業の BCP 策定」、「自社設備の冗長性／バックアップの確保」、「自社設備の耐震化」との回答が挙げられ、「関連するサプライチェーンの確保」との回答も一定数挙がった。
- ・企業の共助として取り組むべき内容は、「避難所や帰宅困難者の受け入れとしての自社設備の開放」、「インフラ・ライフラインへの改善要望」が最も多く挙げられ、続いて「地域と連携した防災訓練／ワークショップの実施」、「地区防災計画の策定」との回答が挙げられた。また、一定数の回答で「防災技術活用の牽引」が挙げられた。

(5) 企業の強靱化に資する防災の取り組みを促すため、どのような政策を取るべきか。

- ・「税制優遇/補助金」を求める声が多い。内容としては、設備投資以外にも、BCP の策定している企業の優遇などソフト対策に対しての税制優遇を求めている。企業の防災投資に対し、「社会的評価の仕組みを強化する」や「ESG 経営へのコミットメント」を求める声が挙がった。

参考. 大地震両川口津浪記（だいじしんりょうかわぐちつなみき）碑

大阪市内には、過去の南海トラフ地震による津波の教訓を伝える石碑が残されている。大阪の沿岸部だけではなく、津波が川を遡上し、内陸部でも大きな被害が発生した。大地震両川口津浪記の碑は、過去の震災経験が活かされず、多くの命が津波で失われたことを教訓に建てられた。

石碑の要約

安政南海地震では、地震を感じて家の一部が損壊し、人々は家の下敷きになるのを恐れて、船に乗って難を逃れようとしたが、地震の 2 時間後、津波が襲ってきて、船は転覆し、橋は落ち、地震で人は死ななかったが、津波で 350 人が死んだ。今から 148 年前の宝永 4 年(1707 年)にも同じような地震があった時も船に避難して、大勢の人が死んだことがあった。我々はこの先祖の言い伝えを生かせなかったので悔しい思いをしている。そこで子孫に申し伝える。将来も同じような地震が来るのであろうが、決して船で逃げようと思うな。この石碑の文字がいつも読めるように毎年この石碑の文字に墨を入れよ。

(出典) 消防防災博物館 <https://www.bousAIhaku.com/discover/4460/>

【石碑の写真】



場所：大阪府大阪市浪速区幸町 3 丁目 9 番

2021 年度（令和 3 年度） 関西都市強靱化委員会 活動実績

（役職は実施当時のもの）

2021 年（令和 3 年）

- 6 月 18 日 会合「活動方針案等に関する意見交換」
- 7 月 28 日 講演会・会合
「我が国及び近畿圏（大阪）における南海トラフ地震対策の課題」
講師：株式会社三菱総合研究所 セーフティ&インダストリー本部 副本部長
兼 リスクマネジメントグループリーダー 主席研究員 堤 一憲 氏
- 9 月 2 日 スタッフヒアリング 鹿島建設株式会社（奈良県五條市赤谷地区 無人化施工について）
- 9 月 9 日 講演会・会合
「南海トラフ巨大地震に対する産業界の取り組みについて
～本音を語り本気で実践し災禍を凌ぐ～」
講師：名古屋大学減災連携研究センター 教授 福和 伸夫 氏
- 10 月 5 日 講演会・会合
「南海トラフ地震・津波へ向けた行動変容を促す手法」
講師：京都大学防災研究所 巨大災害研究センター 教授 矢守 克也 氏
- 11 月 19 日 講演会・会合
「巨大災害からの復興課題と適応的レジリエンス」
講師：関西大学 社会安全学部・大学院社会安全研究科 教授 永松 伸吾 氏
- 12 月 10 日 中間会合「提言ストーリー案について」

2022 年（令和 4 年）

- 1 月 18 日 スタッフヒアリング 関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・特別任命教授 河田 恵昭 氏
- 1 月 27 日 講演会・会合
「企業が取り組むべき自助と地域共助 ～BCP と地区防災を両輪に～」
講師：香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 准教授 磯打 千雅子 氏
- 2 月 15 日 会合「提言骨子案の審議」

2 月 24 日	常任幹事会にて「提言骨子案」を審議
----------	-------------------

3 月 9 日 会合「提言案の審議」

3 月 28 日	幹事会にて「提言案」を審議
----------	---------------

4 月 8 日	提言「民間の活力で、関西における災害へのレジリエンス・トランスフォーメーション(RX) を実行せよ」 を記者発表
---------	---

2021 年度（令和 3 年度） 関西都市強靱化委員会 名簿

令和 4 年 3 月 24 日現在（敬称略）

共同委員長	宮川 正	大阪ガス(株)	代表取締役 副社長執行役員
共同委員長	上村 多恵子	京南倉庫(株)	代表取締役
共同委員長	鈴木 博之	丸一鋼管(株)	代表取締役会長兼 CEO
副委員長	生駒 昌夫	(株)きんでん	代表取締役会長
副委員長	石井 貴	(株)りそな銀行	執行役員 大阪営業部長
副委員長	稲垣 直	鹿島建設(株)	関西支店 支店次長
副委員長	上田 孝	サノヤスホールディングス (株)	代表取締役会長
副委員長	上野 信子	ジャトー(株)	顧問
副委員長	梅原 利之	十河信二記念館	名誉館長
副委員長	小川 成子	西日本電信電話(株)	執行役員 関西支店長
副委員長	加賀田 健司	大成建設(株)	常務執行役員関西支店長
副委員長	嘉納 修治	関西テレビ放送(株)	代表取締役会長
副委員長	河村 正雄	大阪シティ信用金庫	代表理事会長
副委員長	北岡 隆司	(株)大林組	執行役員 大阪本店土木事業部長
副委員長	齊藤 行巨	政治と経済研究所	代表
副委員長	佐野 吉彦	(株)安井建築設計事務所	代表取締役社長
副委員長	澤 芳樹	(一社)inochi 未来プロジェクト	理事長
副委員長	銭高 丈善	(株)銭高組	取締役専務役員
副委員長	高畠 宏一	(株)ミライト・テクノロジーズ	取締役会長
副委員長	西出 敏之	ヤマト運輸(株)	執行役員 関西地域担当
副委員長	野村 雅男	岩谷産業(株)	相談役
副委員長	萩尾 千里	大阪国際フォーラム	会長
副委員長	長谷川 隆一	(株)竹中工務店	顧問
副委員長	細川 隆司	住友不動産(株)	関西支店長
副委員長	堀 晋一	三井物産(株)	執行役員 関西支社長
副委員長	前川 秀和	西日本高速道路(株)	代表取締役社長
副委員長	三笠 裕司	日本生命保険(相)	取締役専務執行役員
副委員長	武藤 秀一郎	三菱重工業(株)	関西支社長
副委員長	吉田 光市	阪神高速道路(株)	代表取締役社長
委員	有吉 真二	(株)オカムラ	執行役員 関西支社長
委員	井垣 太介	西村あさひ法律事務所	法人社員・弁護士・ニューヨーク州弁護士
委員	石川 博紳	大阪製鐵(株)	取締役
委員	市原 俊亮	Pegara, Inc	CEO
委員	宇澤 俊記	(一社)心学明誠舎	理事
委員	内芝 良輔	弁護士法人三宅法律事務所	弁護士（パートナー）
委員	浦野 伸司	東京海上日動火災保険(株)	常務執行役員
委員	岡本 武	住友商事(株)	国内業務企画部 関西財界担当部長

委員	影嶋 孝史	新栄不動産ビジネス(株)	常務執行役員関西支店長
委員	檜本 裕輔	(株)オーク	専務取締役
委員	川上 真一	住電商事(株)	代表取締役社長
委員	國部 保	パナソニック ホームズ (株)	執行役員
委員	黒田 雅美	有限責任監査法人トーマツ	パートナー
委員	寺尾 政志	ALSOK 近畿(株)	代表取締役会長兼社長
委員	寺田 政登	アート引越センター (株)	代表取締役社長
委員	遠竹 泰	(株)ミライト・テクノロジーズ	代表取締役社長
委員	中田 康之	(株)日本政策投資銀行	関西支店 部長
委員	日高 彰	パシフィックコンサルタンツ(株)	上席執行役員 大阪本社長
委員	前原 夏樹	応用技術(株)	特別顧問
委員	益戸 正樹	UiPath(株)	特別顧問
委員	松井 理晃	有限責任あずさ監査法人	パートナー
委員	森 宏文	(株)森長組	代表取締役社長
委員	安田 佳子	(株)日立製作所	関西支社 支社長付
委員長スタッフ	本家 達郎	大阪ガス(株)	秘書部 経営調査室 室長
委員長スタッフ	佐々木 豪	大阪ガス(株)	秘書部経営調査室 課長
委員長スタッフ	浦尾 恭正	大阪ガス(株)	秘書部経営調査室
委員長スタッフ	井手 俊也	西日本高速道路(株)	西日本高速道路エンジニアリング関西(株)経営企画部長
委員長スタッフ	森野 善広	パシフィックコンサルタンツ(株)	大阪国土基盤事業部長
委員長スタッフ	大和田 英明	パシフィックコンサルタンツ(株)	大阪営業室長
委員長スタッフ	大槻 美弥子	丸一鋼管(株)	秘書室室長
委員長スタッフ	池田 洋一	丸一鋼管(株)	経営企画室 課長
スタッフ	赤松 伸一	(株)銭高組	土木営業部 課長
スタッフ	石原 徳之	(株)りそな銀行	経営管理部グループリーダー
スタッフ	井上 正圭	(株)ミライト・テクノロジーズ	経営企画本部 秘書室 担当部長
スタッフ	岩崎 克志	阪神高速道路(株)	総務人事部秘書課
スタッフ	大野 香織	西日本電信電話(株)	主査
スタッフ	大橋 元太	(株)りそな銀行	経営管理部担当マネージャー
スタッフ	岡田 浩樹	大成建設(株)	関西支店統括営業部長
スタッフ	小野山 貴浩	アート引越センター (株)	経営管理本部 課長
スタッフ	甲斐 友邦	東京海上日動火災保険(株)	関西業務支援部部長
スタッフ	檜村 直樹	(株)日本政策投資銀行	関西支店企画調査課課長
スタッフ	後藤 義英	(株)大林組	大阪本店土木事業部企画部長
スタッフ	小松 雅彦	三井物産(株)	関西支社 業務部 国内戦略企画室 室長補佐
スタッフ	坂井 章	(株)安井建築設計事務所	都市デザイン部 担当
スタッフ	坂谷 淳宏	UiPath(株)	執行役員
スタッフ	芝原 尚志	西日本電信電話(株)	秘書室 担当課長
スタッフ	住ノ江 学	関西テレビ放送(株)	秘書室長
スタッフ	炭廣 慶行	有限責任あずさ監査法人	パートナー

スタッフ	仙波 尚史	鹿島建設(株)	土木部プロジェクト推進部長
スタッフ	高井 恵二	大阪シティ信用金庫	総合企画部統括推進役
スタッフ	田中 克彦	西日本高速道路(株)	建設事業部 計画設計課 課長
スタッフ	田中 成憲	アート引越センター (株)	秘書室 課長
スタッフ	段上 順子	西日本電信電話(株)	
スタッフ	中井 まき	住友商事(株)	国内業務企画部員
スタッフ	長根 正治	大阪国際フォーラム	
スタッフ	中村 義人	(株)オカムラ	担当部長
スタッフ	西川 佳秀	(株)日立製作所	関西支社 企画部 部長代理
スタッフ	福田 和基	サノヤスホールディングス (株)	主任
スタッフ	藤岡 徹	(株)銭高組	建築営業部 営業課 課長
スタッフ	古谷 拓裕	住友不動産(株)	支店長代理
スタッフ	三田 透	鹿島建設(株)	土木部プロジェクト推進担当 担当部長
スタッフ	三原 裕	三菱重工業(株)	関西支社総務担当部長
スタッフ	宮本 哲也	ジャトー(株)	取締役常務執行役員
スタッフ	山口 真一	パナソニック ホームズ (株)	渉外部部長
スタッフ	山坂 航太	(株)日本政策投資銀行	関西支店 企画調査課 副調査役
代表幹事スタッフ	高澤 求尚	日本生命保険(相)	本店企画広報部 部長
代表幹事スタッフ	前田 翔平	日本生命保険(相)	本店企画広報部 調査役
代表幹事スタッフ	川手 由佳	日本生命保険(相)	本店企画広報部 副主任
代表幹事スタッフ	松尾 昌行	(株)プロアシスト	管理本部 本部長
代表幹事スタッフ	清林 靖	(株)プロアシスト	経営企画部 社長特命担当 (戦略事業企画)
代表幹事スタッフ	水越 裕太	(株)プロアシスト	経営企画部社長特命担当 (営業企画)
事務局	廣瀬 茂夫	(一社)関西経済同友会	常任幹事 事務局長
事務局	吉竹 良陽	(一社)関西経済同友会	顧問 (事務局長補佐)
事務局	與口 修	(一社)関西経済同友会	企画調査部長
事務局	本宮 亜希子	(一社)関西経済同友会	企画調査部課長
事務局	谷 要恵	(一社)関西経済同友会	企画調査部係長
事務局	樽井 亮太	(一社)関西経済同友会	企画調査部